

10万円 特別定額  
給付金

お手元に**申請用紙**は  
届いていませんか？

特別定額給付金を受け取るためには、**申請が必要**です。

お手元に申請用紙が届いていない場合

4月27日時点で住民登録していた  
市区町村へお問合せください。

引越の際、市区町村に  
届出をされなかった方

以前住んでいた市区町村に  
お問合せください。

東日本大震災により  
避難されている方

避難元市町村に住民登録  
している方は、避難元市町村に  
お問合せください。



# 特別定額給付金の申請について

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の中で、家計への支援として、1人10万円を一律に給付するため、本市から申請書を郵送いたしました。これまで申請をいただけていないため、再度申請書をお送りいたします。

なお、受給を希望されない方、申請書を行き違いでご提出いただいた方につきましては、ご容赦くださいますようお願いいたします。

※申請書の記入方法等でお困りの場合には「相模原市特別定額給付金専用ナビダイヤル」(0570-032-118)までご連絡をお願いします。  
また、市ホームページで申請の方法などをご案内しています。



特別定額給付金  
ホームページ

## 【申請期限】

**令和2年9月15日（火）まで（当日消印有効）**

※申請期限内にご提出いただけなかった場合、申請を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

### お問い合わせ

相模原市特別定額給付金専用ナビダイヤル

0570-032-118

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝等を除く）

※お問い合わせの際は、申請書の「お問い合わせ番号」をご留意ください。（「QNA」等から始まる8桁の番号です。）